

直営から民間委託に転換した業務一覧

※平成11年度以降に直営から民間委託に転換した全27業務
(委託後に廃止した1業務を除く)

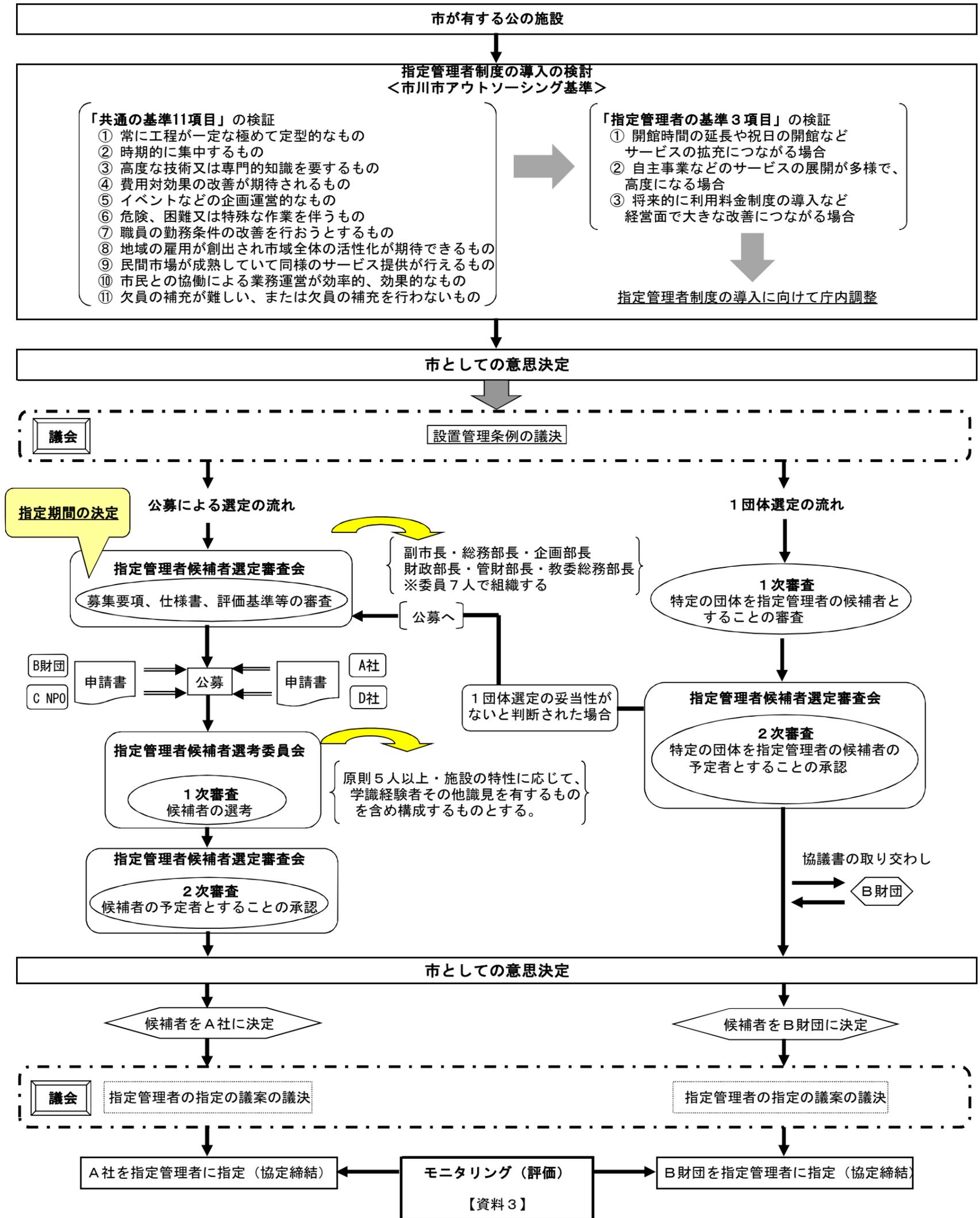
	業務名称	所管
1	排水機場維持管理業務	水と緑の部
2	学校給食調理業務	学校教育部
3	勤労福祉センター分館管理運営業務	経済部
4	身体障害者福祉センター送迎バス運行業務	福祉部
5	明松園清掃業務	福祉部
6	おひさまキッズ（みどり学園）送迎バス運行業務	こども部
7	側溝清掃維持管理業務	道路交通部
8	終末処理場（土日夜間）管理運営業務	水と緑の部
9	電算システム管理運営業務	情報政策部
10	本庁警備業務	管財部
11	あおぞらキッズ（松の実学園）送迎バス運行業務	こども部
12	クリーンセンター職員送迎バス運行業務	環境清掃部
13	里見公園・万葉植物園管理業務	水と緑の部
14	広報紙編集発行業務	企画部
15	本庁受付案内業務	管財部
16	松香園送迎バス運行業務	福祉部
17	松香園清掃業務	福祉部
18	本庁施設管理業務	管財部
19	本庁電話交換業務	管財部
20	本庁市民課住民登録等データ入力業務	市民部
21	支所市民課住民登録等データ入力業務	市民部
22	介護保険高額介護サービス費等データ入力業務	福祉部
23	国保電話回答等業務	保健スポーツ部
24	市営住宅入居者収入認定・空家登録者募集業務	市民部
25	男女共同参画センター管理運営業務	総務部
26	市有バス運転業務	管財部
27	北部地域包括支援センター業務	福祉部

<上記全27業務の平成22年度決算額>

直営経費 (A)	委託料 (B)	その他 (C)	委託後の節減額 (A) - (B) - (C)
2,550百万円	1,366百万円	738百万円	446百万円

※直営経費＝委託開始年度の前年度における決算額

《指定管理者制度》
指定管理者制度の新規導入から指定・モニタリングまでの流れ



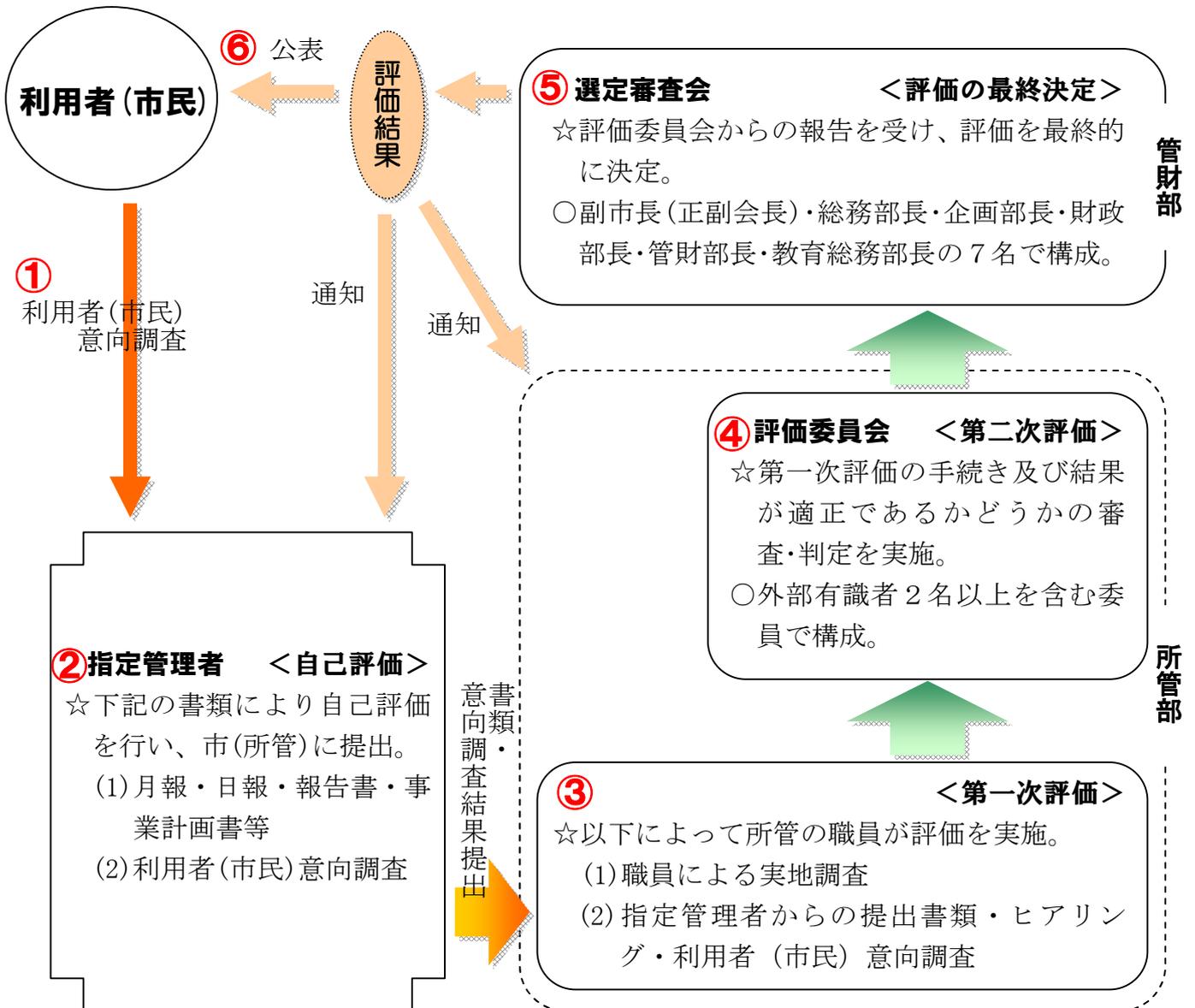
※指定管理者の指定期間について

指定管理者の指定期間は、「公の施設の指定管理者制度の運用に関する指針」により、原則として5年間としている。ただし、指定施設の性質や、指定施設において行われる業務の内容等を考慮して、原則によらず指定期間を定めることができるとしている。
なお、指定期間が長期であれば競争原理が損なわれて効率化の弊害になる恐れがあること、逆に短期であれば、指定管理業務が特定の技術や能力を有する従事者が必要な場合、従事者の雇用に困難になってサービス向上が望めなくなる恐れがあることから、これらに留意して指定期間を設定することとしている。

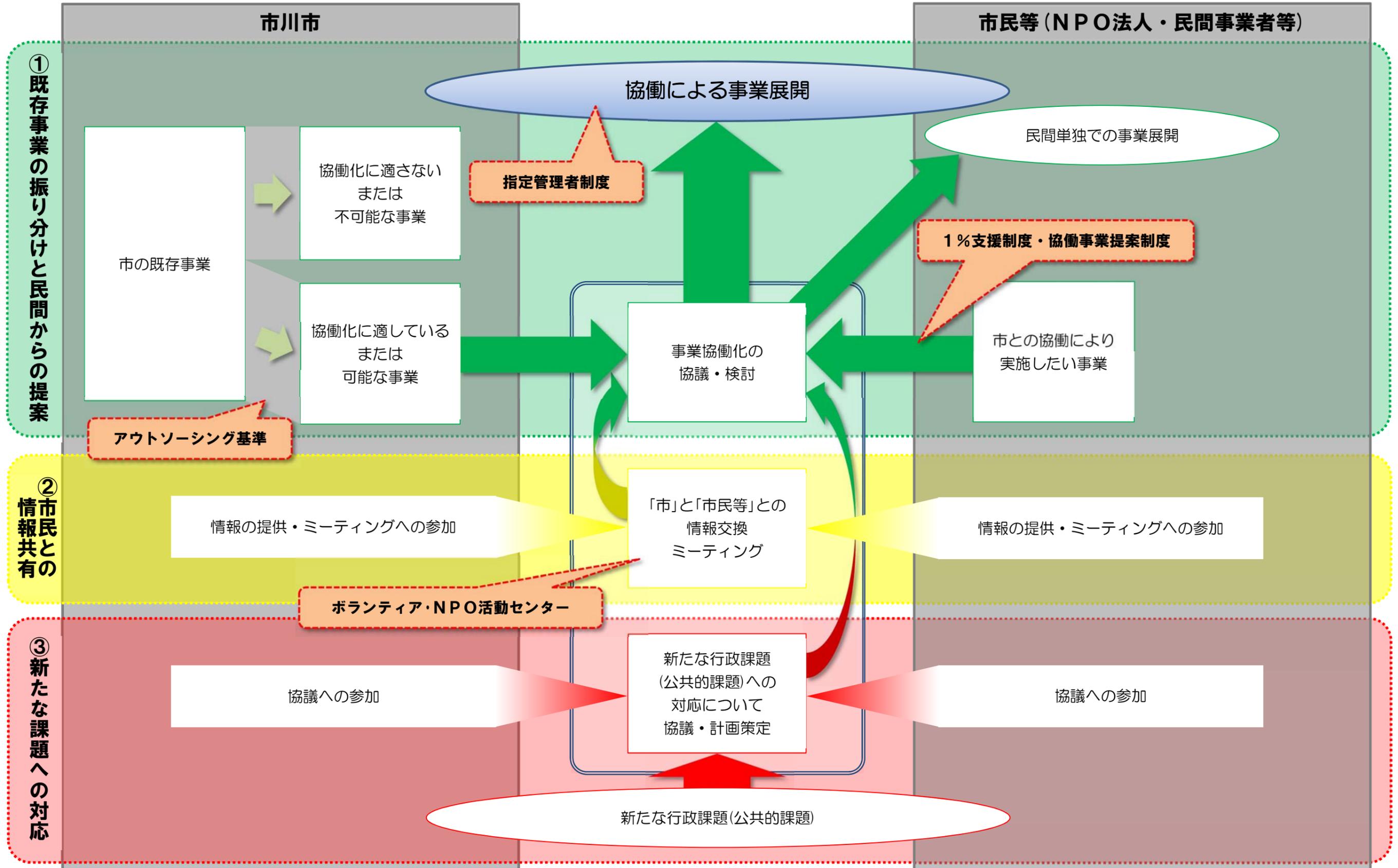
《指定管理者制度》 定期モニタリングの流れ

※モニタリングとは

指定管理者による公共サービスの履行に関し、条例、規則および協定等に従い適正、かつ確実なサービスの提供が確保されているか否かを確認する手段であり、公共サービスの水準を監視し、市民サービスの向上を図るもの。このうちの定期モニタリングは、毎年度1回以上実施しているものである。



各委員の提案の整理 (新たな協働体制のイメージ)



- 【上記以外の主な意見】
- ① 地場企業の社会貢献活動の把握
 - ② 毎年新たに50億円相当分の既存事業の支出カットの企画とPDSサイクルの運用
 - ③ 街づくり活動組織を育成して行政が手を引く分野を肩代わりさせ、市民サービスに大穴が空かない仕掛けの継続的推進
 - ④ 行政・市民・NPO等が協働で事業計画の策定や運営をすすめる協働事業推進制度の設立
 - ⑤ 市民目線での市川市にあってほしい姿の検討 など